

各指定居宅サービス事業者
各指定地域密着型サービス事業者
各指定居宅介護支援事業者
各指定介護予防サービス事業者
各指定地域密着型介護予防サービス事業者
各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者

様

川崎市健康福祉局長寿社会部長
(公印省略)

入浴介助における安全確保の徹底について（通知）

高齢者福祉・介護サービスの提供について、日頃より御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では、サービス提供中の事故発生状況について、これまで集団指導講習会等で周知し、事故防止に向けた取組の徹底をお願いしてきたところですが、先般市内の施設・事業所において、浴槽内の温度確認を怠るなど、当該施設等で整備する入浴マニュアルを外れた入浴介助が行われたことで利用者が火傷を負うなどの事例が報告されています。

各施設等においては、利用者、介護者、環境などそれぞれに潜むリスクについてあらゆる角度から検証し、当該検証結果をもとに入浴介助を始めとするマニュアルについて再確認を行うなど、事故防止の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、サービス提供中に事故が起きたときは、利用者の状態を確認し、救命措置、病院への搬送など施設等で定める手順に沿って対応を行うとともに、事故状況をできる限り整理し速やかに御家族等に一次報告を行い、事故処理の区切りが果たしたら改めて詳細を報告するなど、介護事故が起きた際の対応についても適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、事故内容が介護保険施設等における事故発生時の報告事務取扱要領に定める範囲であるときは、原則として1週間以内に、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を用いて報告（※）いただきますようお願いいたします。

（※）死亡事故、感染症の発生、職員の不祥事又はその他の重大事故（警察等外部機関が関与し、事件化したものなど）のときは、先に電話報告し、事故処理の区切りがつかないからオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を用いて報告してください。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係)

電話 (044) 200-2910

FAX (044) 200-3926

Email 40kosui@city.kawasaki.jp